

第1回東京都地域福祉支援計画推進委員会会議録

- 1 開催日時 平成30年7月3日(火)午後7時から
- 2 開催場所 東京都庁第一本庁舎25階 115会議室
- 3 出席者 【委員】

小林委員長、新保副委員長、室田委員、祐成委員、石合委員、菅原委員、野口委員、市東委員、川井委員、浦田委員

【都側出席者】

坂本生活福祉部長、森田総務部企画政策課長、岡本総務部区市町村連絡調整担当課長、永山総務部福祉政策推進担当課長、渋谷指導監査部指導調整課長、鈴木医療政策部医療政策課長、武田保健政策部保健政策課長、新内生活福祉部計画課長、渡部生活福祉部地域福祉課長、坂田高齢社会対策部計画課長、渡辺障害者施策推進部計画課長、府馬政策企画局調整部政策担当課長、相原青少年・治安対策本部総合対策部企画調整担当課長、小林生活文化局都民生活部地域活動推進課長、小井沼都市整備局住宅政策推進部企画担当課長、曾根教育庁総務部教育政策課長

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委員紹介
- (3) 委員長の選任
- (4) 地域福祉支援計画推進委員会年間予定について
- (5) 東京都地域福祉支援計画及び都の取組について
- (6) 区市町村調査の実施について
- (7) 区市町村シンポジウムについて
- (8) 委員発言・意見交換
- (9) 閉会

○永山福祉政策推進担当課長 それでは、少し時間が早いですが、皆さんお集まりでございますので、始めてよろしいでしょうか。

それでは、ただ今から、第1回東京都地域福祉支援計画推進委員会を開会したいと思います

ます。

本日は、お忙しいところ、また遅い時間にもかかわらず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局を務めます福祉保健局総務部福祉政策推進担当課長の永山でございます。よろしくお願いたします。

今回は、第1回目でございますので、委員長が選任されるまでの間は、私が議事進行を務めさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いたします。座ってご説明申し上げます。

それでは、まず資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

では、お手元をご覧くださいまして、まず、本委員会の委嘱状がお手元にあると思ひます。それは後程ご覧くださいとしまして、1枚目に次第がございます。ページをめくっていただきますと、資料1、本委員会の設置要綱でございます。資料2、委員・幹事名簿でございます。後程ご紹介申し上げます。それから資料3、地域福祉支援計画推進委員会の年間の予定でございます。それから資料4、地域福祉支援計画についてです。後程ご説明申し上げます。資料5は、地域福祉支援計画に関する区市町村調査の実施についてということで、本日ご審議いただく内容でございます。それから資料6は、区市町村向けシンポジウムの実施についてでございます。

この他に、委員の皆様方の机上には、3冊の冊子を置かせていただいております。まず、「東京都地域福祉支援計画」、こちらは本日の議題の冊子でございます。それから、都民向けに福祉保健局の施策等をまとめております、「2018 東京の福祉保健」というカラーの冊子がございます。それから3冊目に、今年度、福祉保健局が重点的に取り組む事業をまとめました「東京の福祉保健2018」という冊子もでございます。

以上、不足等はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、これから議事に入りますが、まず、会議の公開について、ご説明したいと思います。

当委員会は、委員会設置要綱第9条の規定によりまして、公開となっております。本日は傍聴の方もいらっしゃることを、あらかじめお知らせしたいと思います。

なお、議事録につきましては、東京都のホームページで公開させていただきますが、都の情報公開の基準で、会議開催後、速やかに公開することとされております。

確認の期限を区切らせていただきまして、それまでに頂いた修正意見を議事録に反映さ

せていただきまして、ホームページで公開という形をとらせていただきたいと思いますので、あらかじめご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、委員のご紹介をさせていただきたいと思ひます。お手元に配付しました、資料2の委員名簿をご覧いただきたいと思ひます。

こちらの委員名簿の順に、失礼でございますが、私のほうから、ご紹介をさせていただきます。

まず、東京都立大学名誉教授の小林良二委員でございます。

○小林委員 小林です。よろしくお願ひします。

○永山福祉政策推進担当課長 続きます、明治学院大学教授の新保美香委員でございます。

○新保委員 よろしくお願ひいたします。

○永山福祉政策推進担当課長 続きます、首都大学東京大学院准教授の室田信一委員でございます。

○室田委員 よろしくお願ひします。

○永山福祉政策推進担当課長 続きます、東京大学大学院准教授の祐成保志委員でございます。

○祐成委員 よろしくお願ひいたします。

○永山福祉政策推進担当課長 葛飾区福祉部福祉管理課長の石合一成委員でございます。

○石合委員 よろしくお願ひいたします。

○永山福祉政策推進担当課長 東久留米市福祉保健部福祉総務課長の菅原信委員でございます。

○菅原委員 よろしくお願ひいたします。

○永山福祉政策推進担当課長 日の出町子育て福祉課長の野口孝博委員でございます。

○野口委員 よろしくお願ひします。

○永山福祉政策推進担当課長 続きます、東京都民生児童委員連合会副会長の市東和子委員でございます。

○市東委員 よろしくお願ひいたします。

○永山福祉政策推進担当課長 東京都社会福祉協議会地域福祉部長の川井誉久委員でございます。

○川井委員 よろしくお願ひいたします。

○永山福祉政策推進担当課長 文京区社会福祉協議会地域福祉推進係長の浦田愛委員でございます。

○浦田委員 よろしくお願いいいたします。

○永山福祉政策推進担当課長 また、本委員会には、委員会設置要綱第8条の規定によりまして、都職員のうち、検討の補助を行う幹事を指名してございます。

資料2、裏面の幹事名簿をもちまして、ご紹介に代えさせていただきたいと思ひます。あらかじめご了解いただきたいと思ひます。

それでは議事に入ります前に、事務局の生活福祉部長の坂本より、一言ご挨拶申し上げます。

○坂本生活福祉部長 皆様こんばんは。福祉保健局生活福祉部長の坂本でございます。よろしくお願いいいたします。

地域福祉支援計画推進委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、委員をお引き受けいただきまして、心から御礼申し上げます。

また、大変お忙しい中、本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本委員会でございますが、少子高齢化の急激な進行や家族形態の変化に伴いまして、地域の皆様が抱える課題が、複雑化・複合化してきておりまして、様々な難しいケースも増えてきている状況でございます。

今後、多様な主体、地域の主体と行政との連携や、少子化に伴います高齢分野、障害分野以外に、様々な分野を超えた支援が従来に増して求められている現状がございます。

一方、社会福祉法の改正により、平成30年4月から、福祉分野の共通事項を記載いたします都道府県の地域福祉支援計画の策定が努力義務化されたところでございます。

都は、「2020年に向けた実行プラン」や、子供・子育て、障害者、高齢者など各分野の法定計画などに基づきまして、様々な施策を展開しておりますが、今回の法改正に伴いまして、福祉分野を横断いたします新たな計画として、昨年度末、東京都地域福祉支援計画を策定したところでございます。

また、この策定に当たりましては、皆様方には様々なご指導、ご鞭撻を頂きまして、ご協力いただきましたこと、合わせて感謝申し上げます。

今回策定いたしました計画の進行管理、それから分析というのが今後重要でございます。策定しただけではなく、これからそれを実施に移して行って、より良いものにしてい

くことが、私どもの使命でございます。今回、設置いたしました本委員会におきまして、地域福祉、社会福祉に関して、ご見識をお持ちの皆様、それから地域で様々な支援活動の実践に携わっている皆様、それから実際に施策を推進していただいております区市町村の皆様にもご参画をいただいて、ご議論いただきたいと考えているところでございます。

地域における分野、それから世代を超えた取組というのが、今後益々重要になっておりますので、今回策定した計画の評価・検証もしっかりと行った上で、東京における地域共生社会の実現に向けた歩みを一步ずつ、着実に進めてまいりたいというのが私どもの考えでございます。

今後、中長期的な視点から、東京における領域や世代を超えた支え合いの実現に向け、本計画の方向性などにつきまして、様々な視点からご議論、検証していただいた上で、次の計画につなげてまいりたいと考えておりますので、ぜひ闊達なご意見を頂きまして、引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

○永山福祉政策推進担当課長 続きまして、今、委員長がございませんので、委員長の選任に移っていきたく思います。

委員会設置要綱第5条によりまして、本委員会には、委員の互選により委員長を置くとなっております。

差し支えなければ、事務局よりご提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○永山福祉政策推進担当課長 それでは、事務局といたしましては、昨年度、本委員会の根拠であります東京都地域福祉支援計画策定委員会の副委員長をお務めいただきました、小林良二委員にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

○永山福祉政策推進担当課長 それでは、小林委員、ご承諾いただけますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご異議がないようでございますので、早速、小林委員に委員長をお願いしたいと思います。

それでは、早速でございますが、委員長から、一言ご挨拶をお願いいたします。

○小林委員長 ご指名いただきました小林です。微力ですが、どうぞよろしくお願い

いたします。

今、ご紹介がありましたように、昨年度の支援計画の策定委員会に参加させていただきましたが、地域福祉というのは、やればやるほど、わけが分からなくなってくる領域で、概念的にも難しいと思います。

事務局も大変苦勞なさって報告書を取りまとめられました。各自治体のほうでも、これを参照して地域福祉を進めていただけることと思いますが、また、この場をお借りしまして、各方面から色々なご意見を頂いて、地域福祉推進の考え方をはっきりさせていきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○永山福祉政策推進担当課長 ありがとうございます。それでは、これ以降の議事につきましては小林委員長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○小林委員長 それでは、これ以降、私から議事を進めさせていただきます。

副委員長の選任です。委員会設置要綱第6条により、副委員長は、委員長が指名することとなっております。

生活困窮者支援に大変お詳しく、また、3月までこの支援計画の策定委員会の委員をお願いしておりました、新保美香委員にお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○小林委員長 ありがとうございます。それでは、新保委員にお願いしたいと思ひます。一言お願ひいたします。

○新保副委員長 ご指名いただきありがとうございます。この委員会に、またご一緒させていただく機会を頂きまして、本当にうれしく思っています。

東京都の地域福祉がより良くなりますように、また、ご一緒に考えてまいりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に移ることにいたします。

会議次第の4、地域福祉支援計画推進委員会の年間予定についてです。事務局から説明をお願いします。

○永山福祉政策推進担当課長 それでは資料3をご覧いただきたいと思ひます。A4横の資料になってございます。本委員会の年間予定(案)でございます。

まず本日、第1回でございますが、これからの計画の今年度の取組、区市町村調査の実施、区市町村シンポジウム等についてご議論をいただきます。そして、7月から8月にか

けまして、ご議論いただいた結果に基づき調査をさせていただこうと思っております。そして、10月から11月ですけれども、区市町村の皆様方と一緒に、より地域福祉を進めていきたいという思いから、区市町村のシンポジウムを開催しまして、皆様方に参加していただいて、様々な知見を横展開しながら進めていければと思っております。

それから、そういった諸々を踏まえまして、第2回でございますけれども、年を明けた2月上旬、地域福祉の推進の課題と今後の方向性ということで、今年度1年間取り組んできた結果と、それを翌年度に向け、どういったふうにしていくのかといったことについて、再度ご議論いただきたいと思っております。最後に簡単な横のカレンダーを付けてございますが、調査実施をして、推進委員会の皆様方にもその結果を早めに報告して、シンポジウムについてもご議論いただいて、更に検討を深めていきたいと思っておりますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

○小林委員長 ありがとうございます。

ただ今、事務局からご説明がありましたスケジュールにつきましてご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

委員会を年2回開催するということですね。シンポジウムが途中に入ることになりますね。

よろしければ、このように進めさせていただきます。ありがとうございます。

次に、会議次第の5、地域福祉支援計画及び都の取組についてです。事務局から説明をお願いします。

○渡部地域福祉課長 生活福祉部地域福祉課長の渡部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて、ご説明させていただきます。

資料4の、地域福祉支援計画の概要でございますが、まず位置付けでございますが、都は、これまで都民の皆様が安心して地域で暮らせるよう、分野ごとに計画を策定し、福祉サービスの充実に取り組んでまいりましたが、その取組を更に一歩進めるために三つの役割、各福祉分野に共通する基本的な考え方を示し、都の福祉施策全般を「支える」、各施策の方向性を示し、個別計画の「はざまを埋める」、各分野にまたがる共通事項について定め、各福祉分野を「横につなぐ」役割を果たす福祉分野の総合的な計画という位置付けでございます。

三つの理念ですが、2番目にありますように、「誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らす

ことができる東京」。「地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京」。「多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京」。こうした三つの理念を掲げ、地域福祉を支援する取組を進めていきます。

この三つの理念を具現化するために、3の主な内容にありますように、三つのテーマを設定し、それぞれのテーマに関する課題と計画期間、30年度から32年度までの3年間に都が取り組む施策の方向性を明らかにしております。

まず、テーマ①の「地域の支え合いを育む」では、複合的な課題や制度の狭間の課題に対応した相談支援体制の整備、誰もが集える多世代交流拠点の整備、見守り等を行う地域の住民ボランティアの育成などが掲載されております。

また、テーマ②の「安心した暮らしを支える」では、低所得高齢者等に対する、住まい確保と生活支援の一体的な提供や生活困窮者への相談支援従事者の資質向上、子供の居場所づくり、成年後見制度の利用促進などを掲載してございます。

また、テーマ③の「地域福祉を支える」では、福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」による情報発信や、民生委員・児童委員の活動支援として、研修などが盛り込まれてございます。

この中で、いくつか都の取組を説明させていただきたいと思います。

まず、地域サポートステーションの設置事業でございます。

地域住民同士のつながりや助け合い、支え合いが進むよう、誰もが気軽に立ち寄ることのできる多世代の交流拠点である地域サポートステーションを整備し、地域づくりに取り組む区市町村を支援するものでございます。

3の補助条件にありますように、高齢者、障害者、母子、子供など、誰もが気軽に参加できる交流の場であることでございます。

次に、生活支援付すまい確保事業でございます。

本事業は、右の事業概要にございますように、住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある高齢者等が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、賃貸住宅の空き家等を対象といたしました、すまいの確保と見守りなどの生活支援の二つを一体的に提供する区市町村の取組を支援するものでございます。

すまいの確保とは、空き家・空き室などを活用した低廉な住宅への入居支援、生活支援とは、入居者への安否確認などの継続的な実施を指します。両方の支援を一体的に行うこ

とにより、入居者が安心できるだけでなく、民間住宅の家主等にとっても、定期的な見守り等によって、入居者の安全や健康状態に目が行き届き、高齢や障害を理由として入居を拒むことなく、安心して受け入れられることを目指すものでございます。

具体的な事業例といたしましては、左側の上にごございますように、入居支援では、情報提供として、物件のあっせんや契約手続支援、入居後の家賃滞納等のリスクに備えるための保証会社の紹介。転居支援といたしまして、入居が決まった際の転居にかかる費用の補助などが挙げられます。

生活支援は、入居された方に対し、定期的な訪問や、電話による安否確認などの見守りや、社会サービスの利用手続の支援などがございます。

また、空き家の状況によりまして、手すりの設置や段差の解消といったバリアフリー化の改修費や、浴槽・流しの取替え、また緊急通報装置の取付けといった設備改修費なども対象としております。

実施主体は区市町村となりますが、区市町村が独自に事業を行うほか、地域の社会福祉法人やNPO法人など、民間団体への委託や補助により実施していただくことも可能としております。

本事業の実施状況といたしましては、平成29年度時点で、都内9区市、本年度も都内9区市で実施をされております。

次に、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関窓口の体制強化支援事業でございます。

27年4月に生活困窮者自立支援制度が創設され、自立相談支援機関窓口では包括的支援を実施しておりますが、複合的な課題を抱える生活困窮者の自立を支援するためには、自立相談支援に加え、家計相談や就労準備を合わせて行う総合的な支援体制を整備するとともに、相談員の専門性を高める必要がございます。

今年度は、こちらに記載しておりませんが、必須である自立相談支援事業に加えまして、就労準備支援事業は、29年度の30区市から今年度34区市。それから家計相談支援事業は、29年度30区市から今年度35区市。子供の学習支援事業は29年度46区市から今年度47区市で実施される見込みでございます。

都は、総合的な支援体制の整備に向けまして、窓口の従事者への研修や、複雑・多様な背景を持って生活困窮に至っている方に対する支援強化のために、課題別研修を実施しております。

本年度も精神疾患を抱える方への支援、自殺念慮の高い方への支援など、6テーマの研修を実施いたします。

また、従事者の資質向上、情報共有を目的といたしました事例検討会を年2回、都内10ブロックに分けたブロック会、制度担当者による意見交換会も実施しております。

また、自立相談支援機関の窓口で支援をしている従事者の方専用の相談ラインを設置いたしまして、特別な配慮や支援を要し、対応に苦慮したとき、外国人からの相談、LGBTなど社会資源が不十分な問題に困ったときなど、電話による相談を行っております。

さらに、(2)の人材支援の②のところでございますが、自立相談支援マニュアル(事例集)を発行いたしまして、相談支援機関の相談の参考にさせていただいております。

次に、子供サポート事業立上げ支援事業でございます。

こちらのほうは、子供の学習支援事業等の充実に向けた取組を更に加速させるために、生活困窮世帯の子供たちを支援する民間団体の事業立上げから運営までの相談支援や、立上げの際の初期経費の助成等を行う区市町村を、包括補助により支援するものでございます。今年度は、7区市で実施される予定でございます。

次に、フードパントリー設置事業でございます。

住民の身近な地域に「フードパントリー」を設置し、フードバンクなどと連携し、生活困窮者に食料の提供を行うとともに、活動の中で生活の状況や困り事について、話を聞くことで適切な相談機関につないでいく事業でございます。

この取組を行う区市町村に対して、立上げ経費を補助するものでございます。

次に、福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」でございます。

超高齢社会の対応、待機児童対策や障害者の地域生活支援など、今後益々重要となる福祉サービスを担う人材を確保するため、福祉職場に興味のある方と人材を求める福祉職場をつなぐウェブサイト「ふくむすび」を平成30年1月に開設いたしました。

この「ふくむすび」では、働きやすい職場づくりに取り組む事業所の情報や、都内約3万事業所の所在地や提供サービス等の基本情報、都内事業所の職員募集や職場環境に関する情報、都内自治体の支援策やイベント、講習会等の開催情報など、様々な情報を発信しております。

説明は以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明につきまして、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

今ご説明いただいたのは、都が積極的にというか、重要だと考えている施策ということ
でよろしいですか。

○渡部地域福祉課長 地域福祉の計画に基づいて、積極的に取り組む実施主体である区市
町村を支援するものとして、包括補助により補助しており、実施主体は都というよりも、
そうした取組区市町村を支援していくというものが、主な内容になっております。

生活困窮に関しましては、自立相談支援機関窓口は49区市と、それから東京都が西多
摩福祉事務所の管内に設置をしておりますが、東京都は広域的な観点から、区市町村の従
事者の方たちを支援していくという形や、東京都が実施主体として強力に進めている事業
でございます。

○小林委員長 いかがでしょうか。

では、こういう施策を強力に推進していかれるということで、ありがとうございました。

では、続きまして、議題の6の区市町村調査の実施と、議題の7の区市町村シンポジウ
ムについてです。まとめて説明をお願いいたします。

○永山福祉政策推進担当課長 まず資料5と、その下に付いていますステープラー留めの
資料がございます。こちらが区市町村の皆様方にこれから調査をしようと考えているもの
でございます。そして、資料6がシンポジウムの関係です。

まずは、資料5の調査の関係からご説明を申し上げたいと思います。A4横の資料をご
覧いただきたいと思います。

現計画を作る時も、その前に、区市町村の皆様方に現状を調査させていただきました。
それで様々なことが分かりまして、例えば、様々な計画の条件があるとか、地域での取組、
好事例も頂きました。それを踏まえまして、私ども実際に、20ぐらいの区市町村の皆様
にヒアリングをさせていただいて、そして、策定委員会にご説明をしまして、この冊子に
まとめさせていただいております。今度は定点調査ではございませんが、更に今年度、各
地域でどんな取組をされているのかということを再度調査していきたいと思っております。
この資料5に書かせていただいております。

まず、対象でございますが、都内区市町村の地域福祉計画の策定を担当されている部署
が対象だと思っております。時期でございますが、今回、本委員会のほうで調査項目自体
のアドバイスを頂きましたら、それを踏まえまして、今月の中旬ぐらいに調査を開始しま
して、来月の中旬ぐらいに調査回答の締切りをさせていただいて、そして9月に調査結果
の状況を皆様方にご報告したいと思っております。主な項目は、ここの六つでございまし

て、地域福祉計画の策定状況、地域福祉計画の内容、都の計画に対する意見、多世代交流拠点の実施状況、好事例、そして課題等について、ご意見を頂こうと思っております、次のつづりが表になっております。これは何かと言いますと、左側が昨年度の項目、真ん中が今年度私どもが変更もしくは新しく加えたいと考えている項目でございまして、一番右側に理由が書いてございます。そして、その次のつづりが、それを調査票にしたらこんなものかというものを書いてございます。まず、新旧対照表のほうで、ご説明申し上げていきたいと思っております。

まず、1番につきましては、こちらは策定状況でございますので、こちらは変更なしで、今現在の状況について、お伺いしたいと思っております。次は、策定をしている場合につきまして、現行計画もしくは次に続く計画というのはどういうものになりますかというご質問を2番でしたいと思っております。

今回、付け加えたいと思っておりますのは、計画の特徴的な内容というのは、各地域で、どんなことに力を入れて、計画を策定していらっしゃるのかということ把握しておきたいと思ひまして、今回この特徴的な内容という項目を加えたらどうかと、ご提案させていただいております。

それから、前回(3)でございましたが、(4)で今回は、私どもで計画を作っておりますので、具体的な記載内容というような表題に変更させていただいて、変更内容としましては、上位計画としての位置付け又は他地域の関係に関する説明というもの。前回の昨年度は、2の(3)のイで、国の方の通知で上位計画と位置付けておりましたが、必ずしもそうではないという区市の方々がいらっしゃるということが分かりましたので、どんな形でこの計画というのを位置付けているのかということ把握しておきたいと思ひまして、そういう項目を付け加えさせていただこうというのが1点ございます。

次のページをご覧くださいまして、その後の項目につきましては変更がなくて、3番でございますが、検討する場合につきましては、どんな体制かということもお聞きしたいと思っておりますが、そこにつきましては内容的には変更なしと考えております。

今度は、進行管理の関係でございますが、前回は、評価指標はありますか、ないですかと、それから推進委員会の設置はしていますかという質問でございましたが、今回は、評価指標がありますとおっしゃっていただいた場合につきましては、どんな指標にしていますかということを加えてお聞きしたいと思っております。

なぜかと言いますと、それが逆に、私どもの今回の指標の参考になる可能性が高いです

ので、各地域でどんな指標になっているかということも、ぜひお聞きしたいと思っております。

続きまして、5番の項目でございます。こちらは、昨年度は、東京都地域福祉支援計画に期待することということで、これから作りますので皆さんどんなことを期待していますかということをお聞きしたわけですが、具体的に今回計画がございますので、今の計画について、どんな意見がございますかということ今年度は聞きたいと思っております。

それから次は、新しい項目なのですが、多世代交流の関係でございます。やはり多世代交流の拠点というのは非常に重要だと考えておりますので、あえてここに特出しにして、どんな拠点を設けていらっしゃるのか、まずあるのかないのか、ありの場合については、どのぐらいあるのですかということ。それから、多世代交流拠点の実施の内容、どんなことをやっていますかということをお聞きしたいということが、新規項目で加えてございます。

それから、次の項目としましては、今度は好事例をお聞きしたいということで、(1)から(3)です。包括的な相談であるとか、支援体制、様々なこと。それから2番は、住宅確保要配慮者への支援等の、いわゆる生活困窮の関係の項目。そして3番は、民生委員さんであるとか、福祉人材の関係の項目。この大きな3本柱で好事例があれば、ぜひ教えていただきたいと思っております。

それから、次の資料でお話を申し上げますが、8番は新しい項目として、都がシンポジウムをこれからやろうとしていますが、区市町村の皆様方に、どんなテーマ内容をやりたいと思いますかということをお聞きしたいと思います。

それから、新しい項目の9番としましては、地域福祉を進めていくのだったら、どんなことが課題と考えていますかということ、地域ごとに、やはりそれぞれ地域の実情が違ふと思っておりますので、その辺のところの生の声というのをここに書いていただければと思っております。あと7番は、URLになります。次のつづりに状況調査票のイメージがございますので、ざっとご覧いただきまして、5ページですが、多世代交流のところの調査項目をご覧いただきたいと思っております。

多世代交流拠点といっても、様々なものがあると思っておりますので、いくつか絞るために、条件を付けさせていただきます。

まず対象ですけれども、高齢、障害、母子、子供など、これは地域の誰もが立ち寄れること。

それから場所につきましては、多世代交流のために設置された特定の場所があるということ。

それから運営につきましては、区市町村や社協の方々、いわゆる公的団体の方々と連携したり、もしくは支援する方がいるなどの工夫がされているものと。

ある程度、対象を少し絞ってお答えいただけないかと考えておりましたが、この辺につきましても、ご意見を頂ければと思っております。

次に、昨年度の都内区市町村の地域福祉計画の策定状況の調査結果を参考までにつづってございます。

次に、右に資料1と書いてございますのは、こちらは国が平成29年4月1日時点で行いました全国の市町村の地域福祉計画の策定状況でございます。こちらも参考にご覧いただければと思います。

そして最後に、A4の横でございますが、資料6をご覧いただければと思います。

こちらは先程お話し申し上げました、10月から11月にかけてやろうと思っております区市町村の方々向けのシンポジウムでございます。

ここでは、先駆的な取組をされている区市町村の皆様方や好事例の団体による発表や、学識経験者など様々な方に入ってください意見交換などをしていただいて、それを地域に持ち帰っていただいて、ぜひともそれを深めていただきたいといったような、共有の場として考えているようなものでございます。担当としまして、今、考えています対象は、区市町村の地域福祉計画策定の担当部署の方。そして、規模としては100名程度。都内の区市町村、大体2名程度かと思っております。それから、時期は記載のとおりです。構成につきましては、本委員会の委員の方から2名ご参加いただいて、あとはゲストスピーカーとして、何名かご参加いただけないかと考えておりましたが、講演内容としましては、ここに四つございますが、先進的な取組だとか、好事例であるとか、そうしたものを考えております。

そして、右下でございますが、これは私どもが回ってお聞きしたり、もしくは前回の調査のところで頂いた要望としまして、こういったものが欲しいとか、計画策定における住民参加の先進的事例であるとか、住民主体の課題解決の先進的事例の紹介であるとか、他の自治体や民間団体における先進的な取組事例の紹介といったものが知りたいといったお話も、前回頂いたとおりまとめまして、そういったものもうまく取り込めればと思っております。ぜひ、この辺につきましても、ご助言を頂ければ助かります。

私からは以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

今日の中心的な議論をしていただく項目で、状況調査票の項目についてということになります。

少し時間があるようですので、順番を追っていきたいと思いますが、1の策定状況についての質問。それから2の記載内容についての質問。それから3の検討体制、4の管理。

それから、先程の課長のご説明ですと、5の新規のところですね。多世代交流についての項目とそれに関する説明があります。ここはご意見を頂きたいということでしたので、よろしく願いいたします。

それではどこからでも結構ですが、ご質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。

では、私のほうから口火ということで、伺いたい点があります。

区内市町村の地域福祉計画の策定状況についての資料を頂いていますが、これは昨年度の調査ということですのでよろしいですね。

それで、この一覧表を見てみますと、いくつか策定していない自治体があって、しかも未策定というところに丸が付いている区市があります。下のほうは、島しょ部で、策定の体制が整わないということかと思いますが、上のほうの区市で、策定の予定がないと回答しているのは、これは何かはっきりした方針があって策定しないのか、それとも、いや、策定したいのだけれどもできないのか、どちらの感覚でしょうか。

○永山福祉政策推進担当課長 私どもが聞き取った範囲でございますけれども、まず、策定の形としましては、例えば、他の計画と一緒に作っているという区市の方もいらっしゃいました。単独ではないのだけれども、今作っているというところが、あるということには分かりました。

それから、今すぐには作る予定はないのだけれど、例えば区や市の長期計画をこれから作るのだと。数年後ですね。それと合わせて作るので、いつ策定するというわけではないけれど、将来的には作るかもしれないといったようなご意見もあるということで、まるっきりないというのではないのですが、やはり必要性は分かっているけれども、タイミングと申しますか、そこところは難しいというお話があります。

あともう一つは、私どもが昨年度策定しましたので、それを機に、ちょっともう一回考えてみますというお話も伺ったりしているところです。

○小林委員長 分野別の福祉計画がありまして、それである程度カバーできている。その

上に、なおかつ地域福祉計画を乗せるのか。上位計画という概念が問題になりますが、分野別計画にどのように乗せるのか、どのような関係にするか、多分、行政の方々はご苦勞なさるのではないかと思いますので、ちょっと行政委員の方に、この辺の感覚を伺ってみようかと思います。

石合委員、どういう感じでしょうか。

○石合委員 昨年の調査結果を見ていただくと分かるとおりに、私、葛飾区の課長でございますけれども、葛飾区は未策定というところに丸が付いてございます。

先程、都の課長さんがご説明なさったように、当区といたしましては、作る気がないというわけではなくて、次期の長期計画に合わせて策定を考えているというようなところでございまして、現在は、どういう計画を作ろうかという部分に悩んでいるというところでございます。方向性としては、できる限り、上位計画という考え方ではなくて、いわゆる横串といいますか、東京都さんのほうでもおっしゃっていますけれども、トータルのすき間を埋めながら個別計画をつなげていくような、そんな計画の位置付けというものを考えているところでございます。

○小林委員長 ありがとうございます。

菅原委員、いかがでしょうか。

○菅原委員 地域福祉計画の策定ということでよろしいでしょうか。

多分、10年、20年前の計画は高齢、子供、障害というものが章立てになっていたように、私どもの計画を見ると思います。

今では、調査項目にあるとおりに、計画の記載内容は、まさに福祉の横断的な内容になっています。地域福祉計画ですから当然なのでしょうが、特に地域というところが全て網羅されているような計画になっていると思います。

しかしながら、やはり全てのものを記述するのは難しいということなので、今だと地域のつながりだとか、地域共生社会、国から示されている部分もありますけれども、そういうことが重点的になるのかなと思っています。

しかしながら、東京都地域福祉支援計画の冊子の11ページに圏域のイメージが図示されています。実は、この図示というのは、市町村としても描くのが非常に難しく、地域共生社会で描かれる図もあれば、協働の世界で描かれる図もある。また、地域の運営組織という言葉も今、国でも出ています。

それから、誰がコーディネートするかということになると、地域福祉コーディネータ

一がいたり、生活支援コーディネーターがいたり、もちろん自治会さん、民生委員さんということがあって、国がどういうことを指して地域共生社会としているのかというのは、色んなものを見ますが、いまだにつかめないところがあります。

その中で昨今、市町村に求められているところでは、例えば住宅セーフティーネットの部分が出てきて、福祉部門だけでなく都市計画部門との連携が求められたりとか、生活困窮の問題など、色々なものが横断的になっています。そういうことを考えると、市町村にとっては、この調査では自由意見欄に忌憚のないところを書いて、伝えていくことがポイントになるのではないかと私は思っています。

○小林委員長 ありがとうございます。

野口委員、いかがでしょうか。

○野口委員 私は、4月に子育て福祉課長になりまして、勉強不足でよく分かっていないのですが、担当係長に聞いたところ、日の出町もこの計画は作ってはあるのですが、小さな町なので、人もお金も少なく、何かやりたくてもなかなかできなくて、この計画の進捗管理も実際にはあまりできていないということです。当町も次期計画の策定予定のところには丸がないのですが、策定するにはしますが、まだ何も準備していないということで、小さな町なので、こういう会に来て、なかなかお役に立てないと思います。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

それぞれ、ご事情があることは、よく分かります。

今お話がありましたように、三つくらいのイメージがありますね。上位計画、それから横串計画、それから横並び計画のような他の分野別計画と横並びの場合。例えば生活困窮者自立支援のように、あれは横並びなのか横串なのかよく分からないのですが、やはり横並びで地域福祉という何か独自の施策があるのではないかというように、三つくらいのイメージがあるような感じがしますがいかがでしょうか。

このことと関連するのが、私の感じでは質問項目の2の2ページ目に単独計画か、他計画との合本かという項目がありまして、これと多分関連してくるように思います。

総合計画と一緒になのか、介護保険事業計画と一緒になのか、等々の質問があります。社協の地域福祉活動計画と一緒になのかということによっても自治体の取組の姿勢が違ってくるような気がします。

東京都の考えは横串ですよ。でも、どのような意味で横串なのかというところを少し、

明らかにしたいと思います。

では、まず課長からどうぞ。

○永山福祉政策推進担当課長 はい。

私どもは昨年度、他県に遅れて計画を作ったわけですが、もう先に各計画がありました。それで、当然ながら各法に基づいて、それぞれ作られているわけで、しかも、他の計画というのは、ある意味では計画目標といいますか、サービス量がこれだけありますとか、この何か所を作りますみたいなことが、はっきり書かれているというのが、他の計画の特徴かと思っております。

私どもは、そうではなくて、地域で、そういうサービスを提供したりとか、地域づくりをするための基盤となるような、そんな計画だろうと思っております、その意味では、それぞれの計画での共通した部分であるとか、言い方は悪いですけど、そこから漏れているというか、そこを埋めていかないとつながっていかないようなものというか、そういう部分で私どもは、横串といいますか、それをつなぐことによって、それぞれの計画も生きていくし、東京都全体が、それによってうまく地域福祉が進んでいくのではないかとということで、去年、事務局としては、横串といいますか、そういった形での理念が良いのではないかと、ご提案させていただいたという経緯がございます。

○小林委員長 おっしゃることはよく分かるのですが、問題は、誰が、どのレベルで横串を入れるかということなのです。

例えば自治体で伺うと、庁内連携というようなことはもちろんやっているよということをおっしゃるところもあります。それから具体的には、高齢であろうと、障害であろうと、何かあれば、多分、調整はしてくださるのだと思うのですが、最近では、支援専門機関が出てきて、行政そのものではなくて、包括支援センターですとか、基幹支援センターですとか、教育センターとか、色んな相談機関が出てきました。これは東京都の場合かなり重要なことなので、相談というところが、かなり重要なキーワードになってきているのかなという気がします。

ですから、1990年代以来、分野別のサービスを増やすということをやってきたわけですが、どこかで、横串となるような相談の仕組みができ上がってきているのではないかという理解をしていました。

国のほうの今回の社会福祉法改正も、そのような感じがしますが、相談の仕組みが横串になっているかというような課題になっているような気がします、いかがでしょうか。

浦田委員、いかがですか。

○浦田委員 相談の仕組みですか。

○小林委員長 というか、横串ということの意味をどう捉えるかということでしょうか。

○浦田委員 そうですね。今回、質問項目で多世代交流拠点というのを、質問項目の6番ですね。5ページの6番に、いくつか条件が書かれているのですけれども、文京区では居場所づくりというのを推進しているのですが、多機能な居場所という言い方をしています。たくさんの、色々な機能を持っている居場所が非常に重要じゃないかと。その中に、先生がおっしゃったような相談機能というか、今後、包括的な相談支援体制を作っていく上で、課題を発見する機能というのが重要ではないかと思っていて、今までは、連携、連携といっても、発見機能が非常に弱かったのではないかと思っています。

多機能な居場所というのが、発見機能や相談機能がある場として重要ではないかと思っていて、私たち、多機能な居場所の条件的なものを、まず常設であること、ここで、公民館とかはだめですよと書いてありますが、常設であることと、あと自主的・総合的な運営体制を持っていること。これは協働の、色々な人が入った実行委員会形式をとっていて、互助と交流に力を入れている。今後、更にそこに相談機能を持っている。文京区で言うと3か所ぐらい多機能な居場所と言えるものがあるのですけれども、必ずといっていいほど、退職した福祉職の方とか、退職看護師とか、民生委員もそうですし、相談に乗れる方が必ずいらっしゃるのですね。そういうところで、課題を早くに、色々な問題を発見していただいて、場合によって、アウトリーチというか、訪問型の活動までされている場所もあるので、そういったところを私たちもお手本にしながら、文京区の中でも展開していきたいと思っています。ここに、交流拠点には、そういう相談機能というところも重要ではないかなと思っています。

○小林委員長 ありがとうございます。では、川井委員、どうぞ。

○川井委員 すみません、何をお答えすれば。

○浦田委員 横串を出すような。相談機能とかの考え。

○小林委員長 ありがとうございます。相談機能による横串ということはどう考えるかということでしょうか。

○川井委員 相談機能に限らず、計画全般だと思いますけれども、やはり例えば、調査票で言えば3ページのところに計画の記載内容、国が元々示したものを少し膨らましてあるのでしょうか。事項が並んでおりますけれども、多くのものは、縦割りの分野別ではなく、

各分野にまたがるテーマばかりなわけで、それがこれまでは分野ごとに、本来、間をつないで、調整した上で施策化されるべきものが、ばらばらになっていたというものを、この計画で統一的に基本的な事項を定めて、それが分野ごとに計画に反映されるということで全体として統制のとれた計画なり、施策の実施が図られるという意味だと思うのですが、そういうお答えでよろしいのでしょうか。

○小林委員長 この質問では、それぞれの事業やサービスが実施されているかどうかということを知っているわけですね。基本的に様々な資源がないと支援ができないので、それぞれの支援項目がどのくらいあるかを調査しようというのが、ここの質問の趣旨かなと思います。しかし、それらが横串によって実施されるにはどういうことが必要になってくるか。課長が横串というのはこういうことだとおっしゃったので、具体的にどういうことを意味するかと考えたのですが。

○坂本生活福祉部長 部長の坂本でございます。今の横串の議論なのですが、実際、法そのものは、高齢、障害、児童と、縦割りの法律ですが、実際、地域の一番住民の方に近いところに行くほど、法の仕切りは薄れていく現状がありまして、区民の方が一番近いところでは、福祉の相談は、まず困ったから行きますよということから始まるわけです。そうすると、それがどの法律で、どの支援に該当するかというのは、我々福祉の担当者は、ある程度専門に仕事をしてきているので分かるのですが、最初に福祉の相談に行かれるところ、まず、誰のところに行こうといったときに、例えば、民生委員のところに行って、どう対応しようかというときに、次はどこへ相談に行くということ、分かるような形で、連携を深めていく。つまり、ネットワークを作るための連携を作っていくというのがある意味横串かなと思います。区の現場を経験した感覚で申し上げますと、区のネットワークとして、例えば既存の地域包括支援センター、子供家庭支援センター、民間が運営する子供のための居場所など地域には色々なものがあります。ただ、そこについての横串という意味では、まだ問題があったので、高齢者については地域包括と、あと元気な方が利用する高齢者の憩いの家を合わせて、まず、高齢者としてのワンストップの居場所を作ろうということから、改革を始めました。将来的には、そこに、例えばベビーカーを連れているような、お子さん連れのお母さんや、障害者の方が立ち寄れるようにして、小学校区域程度の中で、そこに行けば何とかなる場所を設け、そこで横のつながりができるような、ネットワークができればいいなということも考えました。先程お話があった福祉職のOBの方とか、専門的なスキルを持つ方をそこに配置し、うまく次の場所に振り分けてもらうこ

とによって、その場に相談に行けば何とかなるなという形で、横串を刺していきながら、ある程度その地域で、課題解決すればそれでいいし、解決ができなければ、次の支援機関に移って、課題解決ができるような形で、うまく連携を作っていくのが、いわゆる横串かなと思っています。

○小林委員長 多分、専門機関間の連携ではなくて、もっと住民に近いところでの連携というイメージで、それが今度の社会福祉法の改正でも重視されているのではないかと思うのですが、市東委員、この辺はいかがですか。

○市東委員 私どもの活動は、それこそ、乳幼児から高齢者、障害者、横串でと思いながら聞いておりました。本当に私どもが相談をしたり、それから支援をしていただけたところが多くなりまして、活動もしやすくなっております。

私、今、都民連の副会長の立場で、ここに座らせていただいておりますけれども、小平市の民生委員・児童委員協議会の会長をさせていただいておりますので、今回、小平市の第4期地域保健福祉計画と第3期の福祉のまちづくり計画に、協議会として参加をさせていただきました。ちょうどその時に、私ども75歳以上の全軒訪問、小平市で初めて行いまして、見えてきた課題がございました。それが8050問題も含めて、障害のお子さんを、ずっと両親が見ていた。で、ご主人が亡くなり、お母さんも高齢になり、デイサービスに通っている。訪問した際に、障害者の息子さんが出てきて、「きょうは土曜日けれども、お母さんはデイに行きました。僕は、施設が今日はお休みなので自宅にいます。」と。で、「どの程度家のことできるの。」と聞きましたら、「姉が小平市の中にいるので、手伝ってもらっている。」というようなことがありまして、これは今言われている、それこそ「我が事・丸ごと」の全部を包括支援センターがやってくれば、包括支援センターでお母さんをデイに見てもらおう。そこにいる息子さんも気をかけてもらえるということですね。そういうことを、この計画の中で申しました。障害者の家族の方もこの計画づくりの中にいらしたので、専門的などころで私どもは支援をしてもらいたいのだというようなことをおっしゃっていましたが、もうこれからは、そういうことも必要かもしれないけれど、包括というのであれば全てをそこで支援するというのが一つかなという思いをいたしました。

小平市の場合は、28年から生活整備、生活支援体制整備事業を始めていまして、28年第1層の協議体を立ち上げました。その時に、小平市全体の社会資源を全部洗い出したしまして、地図に落としました。そこから様々な話し合いが出てきたのですけれども、

20か所ぐらいだった居場所が、包括支援センターの方たちも入りましたので、その方たちの協力などあって、40か所に今現在はなっております。29年から第2層の協議会も発足をして、様々なボランティア、それから、商店ももちろん入っていますけれども、今、2層が立ち上がっているところです。

生活支援コーディネーターというのが、ケアマネさんも兼ねていますので、とても業務が大変になってきていることは確かですけれども、お互い様、折り合いながらの活動をさせていただいております。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。すみません、生活支援体制の何とおっしゃいましたか。

○市東委員 生活支援体制整備事業というものを。そうですね。介護保険から来ている、いわゆる地域づくりですね。

○小林委員長 それをもっと広げていこうと。

○市東委員 小平市全体で広がっております。東社協の川井部長からも組織づくりについてお話を伺いました。都民連では理解をしたところなのですけれども、このCSWという方が、どういうことをするのかとか、また、どうやって私たちと関わっていくのかというのが、とても曖昧でして、実際、私たちの相談、支援をしてくださるところは、子供家庭支援センターであったり、包括支援センターであったり、様々な事業者がいます。そこで一緒に事例を積み上げていくことで、私たちの支援力につながります。まだまだ今、欠員も多いところでもありますので、なかなか難しいところではありますけれど。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。というような項目は、どこかに入っていますか。

○永山福祉政策推進担当課長 それにぴったりの項目というのは、今現在入っておりませんので、その他の項目のようになってしまうのかなと思って、伺っていただけ。

○小林委員長 市東委員のご発言は、共生社会の相談体制ですね。やはり高齢だけではなくて、包括支援センターがもっと多世代の問題に対応するような相談体制を組んでいるかというようなことになるのかなと思いました。

○永山福祉政策推進担当課長 そうなりますと、7番の地域福祉に関しての、取り組んでいる好事例というところでご紹介いただくというのが、私どもとしては各地で様々な取り組んでいる事例をぜひ出していただきたいところで、逆にシンポジウム等にもつなげてい

けるかというのは、今、伺って聞いておりました。

○小林委員長 今のお話、とってもいい例ですね。アウトリーチがあるということと、専門の相談機関よりももっと開いた地域の相談体制を作っておられるというようなイメージなのでしょうか。これは生活支援コーディネーターと地域福祉コーディネーターが同じ機能を持って、包括的な地域マネジメントというようなイメージができていくかどうかという質問があってもいいかなと思います。

きょうは、質問項目に意見を言っていていいですね。

○永山福祉政策推進担当課長 ぜひ。今、6番に多世代の交流拠点がありますので、その下あたり、そういう項目を加えていくかどうかというのは、今、伺っていて思いました。

○小林委員長 ちょっとご検討いただきたいと思います。

では、学識経験者の先生方、いかがでしょうか。祐成委員から。

○祐成委員 今年度からの参加で、昨年度の議論の状況を十分に把握していないところがあるかもしれません。私は社会学という分野で住宅について勉強してきました。その立場からすると、住宅と福祉の関係は非常に近いとも言えますけれども、遠いとも言える。具体的にどう政策を組み立てればいいのか難しいところがあるように思います。例えば、先程も菅原委員が指摘されたような、住まいの確保と都市計画、住宅政策の関係をどう整理したらいいのか。

支援計画の冊子を拝見すると、住宅確保要配慮者の支援についてかなり詳しい記載があり、63ページでは公営住宅との関係が指摘されています。一方で、こちらの調査項目案では、住宅確保要配慮者の居住支援という項目がつけられています。この枠に収まりきらないかもしれないと思うのですが、公営住宅であるとか、高齢者居住安定確保計画であるとか、これと密接な関係を持った政策をどう扱えばいいのか。

私の印象では、地域福祉という枠組みからみた場合に、マージナルなところに住宅が位置しているのではないかと感じています。

その一つの例として、冊子の11ページに描かれた圏域のイメージを拝見しても、住宅という項目は出てこない。当然、どこかの住宅に住まわれているのが前提なので、あえて住宅という要素は強調しないのかもしれない。このように、住まいが、あらわれたり、消えたりという難しい位置付けにあるものだとすれば、どういうふうに好事例を取り上げていったらいいのか。回答される自治体の方も聞かれ方によっては思い浮かぶのだけれども、単純に質問をするだけでは、住まいに関わる事例として意識されないようなケースもある

のではないのでしょうか。そのあたりの工夫をどう考えられているのかをお尋ねしたいと思います。

○永山福祉政策推進担当課長　そういう質問を行うのであれば、今回の3ページになりますが、項目の中には、まず一つは、計画の中の配慮としては、住宅確保要配慮者の居住者に関しての事項というのは、これは法で定められておりますので、そこについては事項としてはあると。ここをまず見ていただいて、これを、住まいを中心として考えた場合について、何かご自分のところで好事例があれば書いていただくというところ。あと、計画冊子の12ページの図になりますが、この中では、一番下、地域共生社会のところになりますが、住まいと住まい方というのをあえて書かせていただいて、住まいが生活の中心になりますので、そこをあえて強調しているという部分はございますが、確かに区市町村の方が調査票を読まれて、すぐにそれがピンと来るかどうかというのは、またそこは課題かと思っております。

○小林委員長　ちょっと質問なのですが、住宅確保要配慮者については、統計的にはどこで出てくるのですか。福祉のほうで出てくるのか、住宅のほうで出てくるのか。

○祐成委員　これは住宅政策の概念です。

○小林委員長　住宅政策のほうで、福祉のほうではないのですか。

○祐成委員　住宅セーフティーネット法で定義される概念です。

○小林委員長　そうすると、福祉のほうは、これは数量的には把握。

○渡部地域福祉課長　先程説明させていただいた、生活支援付住まい確保事業というところで、まだ住宅セーフティーネット法が、登録住宅等の制度が進むのが、今年度から開始をされておりまして、その前に、こういう高齢者等住宅確保要配慮者に対して、福祉施策として立ち上げたわけですね。それで、今年度、都市整備局と住宅セーフティーネット法に基づいて、登録住宅、それから居住支援法人を中心に区市町村に取り組んでいただくというところを、強力的に、区市町村の福祉と住宅政策、両方のところのセクションに説明し、働きかけているところです。

　　そういったことは、この計画の中の、61ページから64ページまでと3ページにわたって記載をしているところでございます。

○小林委員長　一般的に、福祉は人が中心ですね。例えば、今の確保されている住宅の種類とか、例えば、低所得者向けの住宅がどの程度あるか。サービス付き高齢者向け住宅もありますが、建物のほうで把握するのと、そこに入っている人のほうで把握するのは、

大分手法が違うのではないかと思うのですが、この辺はどうなのですか。

○永山福祉政策推進担当課長 一つは、登録の住宅というのが、どのくらいあるのかということが、当然ながらあります。

あとは、その方がサービスを利用されていれば、そこにどんなサービスを提供されているかということは分かりますが、具体的には、箱物で、そこに何個できたというところで、そこにお住まいいただければ、そこにいらっしゃるということは分かります。そこに住まわれると、当然ながら、どんな方がいらっしゃるかということが、地域に把握されていけばいいと。ただ、その把握が、どういうふうに地域がつながっていくかというところの一つの課題かと思いますが、数字の面では、住宅の登録というところで、まず一つは把握するというのが中心かと思っております。

○小林委員長 なかなか難しそうな気もするのですが。でも一応目標値を立てるとすると、この辺は立てやすいところになりますか。

○永山福祉政策推進担当課長 その登録自体、目標値というのは、そういうところでは、できるかとは思いますが。

○小林委員長 ありがとうございます。では、室田委員どうぞ。

○室田委員 こういった調査を昨年度に引き続き継続して行うということは、回答する自治体の担当者の方にとっては、ちょっと仕事が増えてしまうのかもしれませんが、継続的に見ていくということは、すごく大事なことなのではないかなと改めて思いました。

その際に、それこそ担当者の方が替わられているという自治体も多いと思うので、どういうふうに調査票を送られるのか分からないですけれども、昨年度の回答を添付することで、昨年度の担当者がどう回答したのかを比較しながら回答していただくことで、より精度が上がるのではないのかなと、そんなふうの一つ思いました。すみません。技術的なことで。

中身のことで、冒頭に委員長がおっしゃった、地域福祉というのは定義が難しいという話があって、定義が難しいということは、つまり何をもってして、地域福祉をよりよくやっている自治体なのかとか、なかなか進んでいない自治体なのかというふうに計測することも難しい、定義が難しいということ。なので、昨年度策定した計画においても、グッドプラクティス、好事例を用いることで、好事例を通して、何が今求められている地域、福祉の形かというのを探っていたように私は解釈しているのですが、好事例を通して、目指すべき方向性をイメージして、今回、予算化した事業を通して、それを後押しするとい

う形は、一つ有効なのではないかなとは思いました。

それと同時に、先程野口委員がおっしゃっていたように、なかなか進まないことを、何かそれについてもどかしく感じているという自治体もおそらくあると思っけていまして、そういうところを、うまく進んでいないところを浮き彫りにするというのは良くないと思うのですが、そういった自治体が、どうやったら一步を踏み出して進めていけるのかという、そういうきっかけになるような調査であったり、この推進委員会であれば良いなどと改めて思いました。

そういった意味で、前置きが長かったのですが、今回の調査において、質問の9の「課題の部分」を加えていただいたことは非常に重要だと思っけていまして。何が課題なのかというところを自由記載となっているのですが、どういうふうに聞くことで、より課題の部分、よりこの委員会にとって有意義な情報を引き出すことができるのかなというのを先程から考えながら、あまりいい答えが思い浮かばなかつたので、ちょっとそこら辺、もし時間があれば議論できればいいのかなと思っけていたのですが。

例えば、東京都からどのようなサポートがあるかと思っけてるかとか、そんなことを聞いたら、色々な要望が出てきてしまつて困るのか分らないのですが、課題と聞かれると、課題はいっぱいあるような、課題としては書きにくいようなことだつたのかもしれないですし、どうすれば一番、こういうきっかけがあると自治体の地域福祉が進むみたいなことを、どうやったらすくい上げられるのかなということを感じています。

○小林委員長 ありがとうございます。これはURL調査ですね。

○永山福祉政策推進担当課長 データでは送りますが、打ち込んでいただいて、URLというよりは、メールを返していただくという感じです。

○小林委員長 どこか面白そうな事例があつたら都の職員の方が聞きにいくと書いてありますので、深掘りはできるということになりますね。

○室田委員 なるほど。

○永山福祉政策推進担当課長 そのつもりでございます。

○小林委員長 この調査は、そういう意味では好事例を発掘するための調査でもあるわけですね。

ただ、やはり計画は分かるのですけれども、計画のアウトプットというか、どういうことが起きたかという、数値のほうが少し取りにくいかなという気がします。計画の数値は取れますけれども、実績のほうの数値が取りにくいような印象があるのですが、今、室田

委員がおっしゃったので、申し上げておきたいと思います。

では、新保委員、どうぞ。

○新保副委員長 私自身も皆様のご意見を伺いながら、色々考えることがありました。例えば地域福祉計画ですが、策定、推進に当たっての課題だけでなく、それを推進するという上で、先程室田委員がおっしゃったような、何がこれからの助けになっていくのかというのが見えてくるとよいのではないかと思います。

あと、個人的には、今後の共生社会の相談体制における、横串とは何かということが、好事例の中で明らかになっていくといいと思いました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。これでよろしいでしょうか。その他、項目等で何かあるでしょうか。川井委員、どうぞ。

○川井委員 まず、前提として、言うまでもなく、国は地域福祉計画の策定のガイドラインを昨年12月に発出しておりまして、その中で地域福祉計画に盛り込むべき事項の例を16項目にわたって示しておりますので、その中で東京都としても押さえておいたほうがよいような項目は、この調査項目に盛り込んだほうがいいのかと思います。

調査票の3ページがそれに当たるわけですが、多分これは、なるべく前回の調査の横引きで、前回と比較して見やすいようにということで、あまり大きく変えないようにしているのかと思いますが、でも変えるなら今がタイミングかなと思うので、国のほうで示しているものの中で、結構大事そうで漏れているものとして、私が気が付いたものをいくつか申し上げさせていただきます。一つは、就労に困難を抱える人への支援のあり方みたいな事項がないということが気になりますし、自殺対策というものも、都の地域福祉支援計画にも盛り込んである事項ですが、国のガイドラインにあって今回の調査項目にはありません。また、やはり支援計画にもある事項で、住民等が集う拠点の整備という事項もぜひ入れておいていただきたいと思います。

あと、権利擁護に関する事項に意味合いとしては当然含まれるんですが、先程地域福祉課の渡部課長の地域福祉支援計画のご説明で、成年後見制度の利用促進の事項がありました。これは皆様もご案内のように、国のほうの成年後見制度利用促進法の動きもあって、平成33年までに基本計画の策定が区市町村にも求められております。実は、地域福祉課が行った最近の調査では、都内で既に6区市が基本計画をつくっていることになっておりますが、それらは全て成年後見の単独の計画ではなく、地域福祉計画の改定のときに、そ

の中に盛り込んだという形になっています。そのように、地域福祉計画とセットでその中に盛り込むという形で、これから策定する成年後見の基本計画が多くなると思いますので、やはりこのアンケートの中でも、成年後見の基本計画の位置付けがどうなっているかということもぜひ確認していただきたいなと思います。

逆に、それ以外の権利擁護といえどももちろん、一番大きいのは虐待対応があると思いますので、虐待ですとか、苦情解決ですとか、その他の権利擁護みたいな形で分けてはいかげでしょうか。

それから、国のガイドラインに項目としてあるわけではないのですが、文章のところに出てくる大事な事項として、地域福祉活動計画との関係を国は非常に強調しております。そこでは社協や地域住民等が中心となって策定する住民サイドの地域福祉活動計画と一体的に策定をしたり、一部共有をしたり、そのための、それを支援するための施策を盛り込んだりというような例示も示しながら、地域福祉活動計画と地域福祉計画をしっかりと連携・連動させることの重要性をかなり強く言っておりますし、そのことはもちろん、都の地域福祉支援計画の中でも強調されております。それが区市町村の計画でどうなっているかということは何らかの形でぜひ確認していただきたいなと思います。

それともう一つ、同じように国のガイドラインの中にも示されておりますし、都の支援計画にもしっかりと位置付けられた社会福祉法人の「地域における公益的な取組」についても、私が仄聞するだけでも、既にいくつかの区市町村において地域福祉計画の策定、改定に取り組む中で積極的に位置付けて、社会福祉法人には地域づくりの中でももっと活躍してもらおうと検討しているところが出てきております。それはとりもなおさず、都の地域福祉支援計画にしっかりと位置付けていただいたことの大きな効果だとも思っておりますので、それがさらに広がることを期待されますし、その進行状況はやはり、ぜひ把握しておいたほうがいいかと思えます。

最後に質問が一つあります。調査票で言うと4ページの進行管理のところ、「指標がある場合は指標の項目をご記入ください。」とありますが、これは大事なことで、とてもいいと思うのですが、この委員会として今後の進行管理をするに当たって、資料3の年間予定表で言うと、次回第2回目のところで、「地域福祉支援計画の評価指標に基づく進行管理について」という事項が入っておりますけれども、当然、進行管理をするに当たっては、何らかの指標を基に評価をして進行管理することになると思うのですが、この委員会、東京都として用いようとしている評価指標というものと、今回この区市町村向けのアンケート

で聞こうとしている指標というものの関係をどう考えればいいのかということをお教えいただければと思います。

以上です。

○小林委員長 どうぞ。

○永山福祉政策推進担当課長 まず評価指標の関係ですが、計画冊子の107ページに評価指標自体がございますので、基本的には地域福祉支援計画の評価指標というのは、この項目を使ってやっていきたいと思っております。ただ、当然ながら昨年度の委員会の中で出なかった議論の中で、各地域で様々な評価指標を使っていて、効果があったりするものがあれば、当然ながらそれを参考にさせていただくということもあるかと思っております。まずは、私どもは、この107ページの評価指標に従いまして、年度末のほうにどのぐらい皆さん方が全体に取り組んでいただけたのかについての把握をしていきたいと思っております。

あと、先程の調査項目の区分けの話なのですが、私よりもむしろ、調査を受ける皆さん方に、その辺のところをお聞きいただいたほうが良いかと思っております。

○小林委員長 多分この辺は、地域福祉計画の範囲をどこまでにするかという議論と重なっていると思いますので、では、順番に石合委員からお願いいたします。

○石合委員 申し訳ありません。お話はよく分かりますが、答える側としては、できる限り負担を軽減していただきたいというのが本音でございます。確かに、おっしゃった視点というのは、私も普段仕事をしていて非常に重要な視点ではないかと思っております。これは葛飾区の話ですが、やはり自殺対策であるとか、あるいは社会福祉法人の地域貢献をどうしていくか、そういうようなことは今、しきりに区内でも議論をしているところがございますので、項目としてあれば積極的に答えていこうと思っておりますが、負担は軽減していただければということでございます。

○小林委員長 これはチェックするだけで、やっているかいないかということだけを、まず答えていただくということになっていると思います。一応ここで言う地域福祉の範囲として捉えているかどうかということで、これチェックするのはやっぱり大変でしょうか。

○石合委員 いやいや、チェックは大変ではないですが、やはりそこから深掘りされると、まだ議論の最中ですので、なかなか難しいかなという思いがあります。

○小林委員長 この辺は先程申しましたように、計画がどこまで、どういう項目で立てられているかという話と、どういう結果や成果が出ているかということは違うことですね。

計画の成果、評価となりますと、かなり細かくなってくると思います。その辺がこの地域福祉計画の何となく悩ましいところですが、どうでしょうか、チェックしていただくくらいだったらお許しいただけるかと、その辺はどうですか。

菅原委員、いかがでしょうか。

○菅原委員 実は、この丸か丸じゃないかは逆に苦しいです。現行計画については記載しているかどうかなので丸は付けやすいですが、次期計画については、葛飾区さんも同じだと思いますけど、実際、事務担当の課長レベルで大体判断して付けるのですが、やはり市の計画ですから、本来そこには市長である理事者も関わってきますので、「考えられる」とか「盛り込むべきである」というような聞き方をしていただいたほうが、むしろ私たちは答えやすいところがあります。

もう一つ、川井委員からご指摘があった評価指標というところでは、私どもの地域福祉計画の中でも評価指標を考えていくというところがあります。例えば生活保護の日数など数字が出やすい部分もあれば、地域のつながりはどこまで進んだのかを測るとき、大多数の市民の中で、私たちがせいぜい見えるのは、100人、200人の世界かもしれません。私どもは中間的な自治体で、人口11万6,000人ですが、その他11万五千何百人はつながっているのか、地域福祉計画のとおりいったのかどうなのかと考えると、本当に指標の付け方というのは難しい。項目立ての中では、できるだけ数字で捉えるべきだとは私も思いますが、なかなか数字で割り切れない、数字に表わしていいのか悩むところであるというのが、実際の忌憚のない感想でございます。

○小林委員長 多分、好事例というやり方が一つのやり方だとは思いますが、こういうことをやっているよと。だけど今おっしゃっているように、やはり数字で把握するというのが計画の、一つの重要なポイントだと思いますので、悩ましいところですが、ご検討いただければと思います。

野口委員、どうぞ。

○野口委員 増やしていただいても、チェックするだけなら大丈夫です。確実なお約束はできませんが、チェックだけならできます。

○小林委員長 ありがとうございます。

ちょっと私のほうからも1点あるのですが、地域福祉計画と関連して地域福祉活動計画があります。地域福祉活動計画のほうは多分、住民の動きをもっと詳しく捉えるのではないかと思うのですが、活動計画は別に行政計画ではありませんし、社協が中心になってつ

くるということなのですが、私の個人的な意見としては、社協活動計画をつくって、住民がそれに沿って主体的な活動ができるような体制ができるかどうか、それに沿って住民の主体的な活動を支援するということになってくると思いますが、地域福祉計画のほうからこの点を把握できないのかなという感じがしたのですが、どうでしょうか。

○永山福祉政策推進担当課長 なかなか難しいなと思っておりますのは、地域ごとには様々な関係があると思います。例えば自治体さんと社協さんの関係というのも様々でしょうし、その社協さんの取組方法、やり方というのも様々だと思います。ですから、そのところで、私どもがあえて地域活動計画はどうですかというのをお聞きするのが良いのか、それとも各地域の中では、うちは社協さんと連携してこんな良いことをやっていますというふうに上げていただくのが良いのか、どちらが良いかというのは、迷っているところがあります。

○小林委員長 法律の建前からしたら、やっぱり違いますね。それはそうなのですが、何か好事例のような感じで把握できないか。特に、今回の多世代交流拠点というのは住民が中心になって動くところですので、これは社協さんのほうでやっていらっしゃるところもあるでしょうし、住民が中心になってやっているところもあるでしょう。この辺を地域福祉計画の中で把握することで、少し地域のイメージ、地域福祉のイメージが出てくるのではないかという感じがするのですが、これは課長にお答えいただく前に、委員の皆さんはどうお考えでしょうか。

例えば、東社協の文書では、地域公益事業と民生委員さんの活動と、それから地域福祉コーディネーターが集まってチームあるいはネットワークを作っていくというようなイメージが出されているのですが、こうした考え方が計画とまでいかななくても、出てきているのではないかと。先程小平のお話は、多分そういう方向に行っているのではないかという気もします。やはり、地域福祉計画は住民がどのように活発に活動できるかが重要で、そこが基点になっているような気がしますので、その辺の把握ができないかなという感じがしましたが、いかがでしょうか。

一応、意見だけ申し上げておきますので、よろしく願います。

○永山福祉政策推進担当課長 ありがとうございます。

○小林委員長 時間が迫ってまいりましたので、他に何かご指摘等はございますか。

○浦田委員 1点だけ。多世代交流拠点のところの、子供食堂に対する記述のところ、
「子供食堂や認知症カフェ等、多世代交流が主目的でないものは対象外です」というふうに

書いてあるのですが、一方、子供食堂といっても多世代交流を目的としたものもあるので、この場合、もしかすると単一のプログラムという考え方ではないという表現の仕方なんだろうかな。拠点を聞いていらっしゃる、どう回答すればいいんだろうかという、ちょっと回答する側からすると、拠点があるかないかを聞いていらっしゃることだとすると、この子供食堂とか認知症カフェとかは、別に多世代でないとは言い切れない、例えばおひとり暮らしの高齢者の方も一緒に食べていくようなプログラムなんかもやっていたところはあるので、おそらく単一的なプログラムではなく拠点だということを知っていたらいいのかなというふうに、ちょっと感じました。

○小林委員長　そうですね。そこはあまり厳しい縛りをつけてしまうと、把握が難しくなるような感じがしました。

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

それでは、本来ですと、シナリオでは、これから各委員に自己紹介を兼ねて4分ずつ話していただくということになっているのですが、これは省略させていただくことにいたします。

それでは、これで本日の議論を終了いたしますので、事務局にお返しいたします。

○永山福祉政策推進担当課長　それでは事務局から連絡事項を何点か申し上げます。

まず、本日ご議論いただきました区市町村向けの調査につきましては、色々ご意見を頂きましたので、頂いたご意見を反映いたしまして、委員長ともあらかじめご相談させていただいた上で、委員の皆様方に固まった調査票をお知らせさせていただきたいと思っております。

それから、2回ということの間が空きますので、調査結果につきましても、速報を随時お知らせしていきたいと思っております。

それから、秋に予定しています区市町村シンポジウムにつきまして、好事例が調査票で上がってきたりしますので、それも踏まえまして、委員長ともご相談をしまして、内容が固まりましたらお知らせしたいと考えております。

それから、次回の推進委員会でございますけれども、大分間が空いてしまいますが、年明けの2月頃を予定しております。ですから、その間に、調査票であるとか調査結果であるとか、シンポジウムのご案内といったものも、随時、委員の皆様方にはお送りしたいと思っておりますし、逆に、それにつきましてお気付きの点がございましたら、事務局に直接頂ければ、それについて反映させていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

たします。

あと、第2回の2月頃でございますけれども、期日が近づきましたら委員の皆様方に日程調整のご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

また、本日配付いたしました資料につきましては、冊子も含めましてお持ちをいただいて結構でございます。お荷物になるようございましたら、そのまま机の上に置いていただければ事務局で郵送させていただきますので、そのまま置いていただければと思います。

なお、お車でお越しいただいた方につきましては、駐車券をお渡しいたしますので、受付までお声を頂きたいと思っております。また、委員の皆様方、入館証をお持ちだと思いますが、1階のエレベーターを降りましたら、ぴっところやるのですが、出口に警備員がおりますので、警備員にそれをお渡しして、お帰りいただければ助かります。

事務局からは以上でございます。

○小林委員長 ありがとうございます。それでは、本日の委員会はこれで閉会とさせていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

(午後 8時41分 閉会)